

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第8条第4項の規定による当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持に係る意見の概要は次のとおりです。

平成30年7月18日

佐賀県知事 山口 祥義

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターユートク有田店
佐賀県西松浦郡有田町南原字新南川良原甲83番地 外8筆
- 2 届出の内容
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ・ 駐車場の位置及び収容台数
 - ・ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・ 荷さばき施設の位置及び面積
- 3 意見の概要
意見なし